

議案第27号

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例

(加西市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間」を「令和2年2月1日以降」に改める。

(加西市介護保険条例の一部改正)

第2条 加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間」を「令和2年2月1日以降」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税及び介護保険の第1号被保険者にかかる保険料の減免措置について、令和4年度分で減免措置が終了することに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）及び加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を改正するもの。